

電子入札の導入について

(内容)

入札参加者及び市職員の負担軽減のため、静岡県共同利用電子入札システム※を利用して電子入札制度を実施いたします。

※静岡県では、平成17年度から県が主体となり県・市町の共同利用による「静岡県電子入札共同利用センター」が稼働し、静岡市はじめ31市町（平成27年度末）が電子入札システムを導入し、市としては牧之原市のみが未導入となっていた。

1 実施開始

平成28年10月の入札より

2 対象となる入札

工事	500万円以上（平成29年度～130万円以上）
建設関連業務委託等	300万円以上（平成29年度～50万円以上）

3 対象とならない入札

上記2の金額未満の工事及び建設関連以外の業務委託
物品購入、役務の提供

4 導入メリット

- ・入札参加業者が市役所に来なくて済む。（特に遠方業者の負担が減る。）
- ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律改正により、平成27年度より工事入札における内訳書の提出が義務化され、内訳書のチェック（検算）が余裕をもって確認できる。（現状では、対面入札のため工事発注担当課が内訳書の確認作業が必要となり入札執行時間が非常に長くなっている。）
- ・県電子入札システムを通じて入札公告や入札結果が広く周知が図れる。（情報公開の推進）
- ・入札参加業者が一同に会することがなくなることから、不正行為の抑止効果が大きい等